

国民健康保険税率の改正について

平成15年度分から、国民健康保険の税率が次のとおり変更となります。

区分		平成15年度
医療分	所得割額	5.88%
	資産割額	19.51%
	均等割額	27,600円
介護分	所得割額	24,000円
	資産割額	0.91%
	均等割額	6,300円
平等割額		4,500円



医療費受給者証
更新の手続きを!

TEL 820-5604

老人(68・69歳)
重度障害者
ひとり親家庭等

被保険者の皆様には、負担
増となる場合もありますが、
ご理解いただきますよう、よ
ろしくお願ひします。

(住民課国民健康保険係)

国民健康保険事業を運営して
まいりましたが、医療費の増
加等により、税率の改正を行
い、より安定的な国保運営を
図つていくこととしました。

被保険者の皆様には、負担
増となる場合もありますが、
ご理解いただきますよう、よ
ろしくお願ひします。

(住民課国民健康保険係)

老人(68、69歳の方)、重度
障害者、ひとり親家庭等の人
が現在使用している医療費受
給者証の有効期限は7月31日
までとなっています。

新しい受給者証(8月1日
から有効)に交換するための
手続きを次のとおり行なって
ください。

〈手続きに必要なもの〉

- ① 現在使っている受給者証
(老人=緑色、重度=オレ
ンジ色、ひとり親=水色)
印鑑
- ② 健康保険証(国民健康保
険又は社会保険等)
- ③ 健康保険証(国民健康保
険又は社会保険等)

*なお、表の日程で都合の悪
い人は、7月31日以降に福
祉課で手続きをしてください。

更新の手続の受付日と会場

とき	ところ
7月28日(月)	13:30~16:30 東公民館
7月29日(火)	9:30~16:30(12:00~13:00除) 町民会館
7月30日(水)	9:30~16:30(12:00~13:00除) 西公民館

*都合のよい会場へお越しください。

被爆者二世健康診断が 実施されます

対象者 両親のいずれかが原
子爆弾被爆者である方。
・広島被爆にあつては、昭和
21年6月1日以降に生まれ
た方。

・長崎被爆にあつては、昭和
21年6月4日以降に生まれ
た方。

申込方法 福祉課・公民館な
どに用意してある専用はが
きに必要事項を記入し、県
庁原爆被爆者援護室へ申し
込んでください。

申込期間 7月1日(火)~平成
16年1月19日(月)

実施期間 7月10日(木)~平成
16年2月28日(土)

(※精密検査については、平
成16年3月10日(水)まで)

検査費用 無料

※詳しくは、福祉課・公民館
などにあるリーフレットを
ご覧ください。

問合せ先 県庁原爆被爆者援護室
TEL 228-2111

(福祉課 TEL 820-5605)

(福祉課 TEL 820-5605)

また、万一のことがあつた
ときに、保険料を納め忘れて
いたために、障害基礎年金や
遺族基礎年金が受けられなく
なることもあります。

くわしい年金知識

国民年金保険料の納め忘れ
はありませんか?

安心な口座振替で
保険料は納め忘れがなく
(45)

国民年金保険料を納め忘れ
ていると、将来受け取る老齢
基礎年金の額が少なくなつた
り、場合によつては年金が受
けられなくなることがあります。

口座振替の手続きは簡単
です。ので、最寄りの社会保険
事務所でおたずねください。

問合せ先

広島南社会保険事務所
TEL 253-77710

(住民課保険年金係
TEL 820-5604)

保育士登録しましょう

児童福祉法の改正により、保育士資格が法定化され、保育士は都道府県の保育士登録簿に登録しなければ保育士の名称を使用することができなくなりました。

保育士となる資格を有する方は、いつでも保育士登録の申請ができます。

保育士登録の手引き〔新規登録申請用〕は、役場福祉課又は各健康センター、ふれあい館、各公民館、町民体育館にあります。

詳細については、次のところへ問合せください。

登録案内専用電話

TEL 0120-041943

(祝日を除く月~金曜日の
午前10時~午後6時)

音声案内及びFAX

TEL 03-5485-3133(終日)

ホームページ

<http://www.hoikushi.jp>

(福祉課 TEL 820-5605)

